

佐賀市街なか遊休不動産マッチング推進事業

募 集 要 領

【令和6年度】

佐賀市 経済部 中心市街地振興室

令和6年4月

## 1 趣旨

中心市街地に所在する空き店舗等の所有者に対し、出店者に貸し出すために整備する費用の一部を補助することで、空き店舗等の活用に向けた後押しを行い、中心市街地の活性化を図ることを目的とします。

## 2 募集対象

<p>対 象 者</p>	<p>■ 次の全てを満たす者としてします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象エリア内に所在する空き店舗等<sup>※</sup>の所有者</li> <li>・ ※空き店舗、空き事務所及び空き家をいう。</li> <li>・ 市税の滞納がないこと。</li> <li>・ 暴力団、暴力団員等が関与する者でないこと。</li> </ul> <p>※補助対象エリア</p>
<p>対 象 事 業</p>	<p>■ 補助対象エリア内に所在する空き店舗等を出店者に貸し出すことを目的として整備する事業としてします。</p> <p>[整備例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗兼住居の居住部分との分離工事</li> <li>・ 老朽化した壁・床・天井の改修、補修</li> </ul>

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の確約があること。</li> <li>※入居者は次に掲げる全ての要件を満たすものとします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間時間（午前9時から午後6時まで）の営業時間が3時間以上の事業であること。</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める特定遊興飲食店営業及び同条第13項に定める接客業務受託営業を含むものではないこと。</li> <li>・上記に掲げるもののほか、市長が不適合と認めるものでないこと。</li> </ul> </li> <li>※次の項目のいずれかに該当する場合は、対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付決定前に着手した事業</li> <li>・過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた遊休不動産を活用する事業</li> <li>・その他市長が適当でないと認めるもの</li> </ul> </li> </ul>
------	--

### 3 補助内容

対象経費	<p>■補助事業の実施に要する経費のうち次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費（既存設置物の処分費を含む。）</li> </ul> <p>※次に掲げるものは、補助対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税額及び地方消費税額</li> <li>・什器、備品等の購入費</li> <li>・他の制度による補助金等の交付を受けるもの</li> <li>・市内に事務所等を有するもの以外から見積書等を徴取したもの（ただし、市長が認める場合を除く。）</li> </ul>				
補助率	<p>■補助率は、補助対象経費の2/3とします。</p> <p>※千円未満の端数は切り捨てとします。</p>				
補助上限額	<p>■補助上限額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">重点エリア</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重点エリア以外</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> </table>	重点エリア	200万円	重点エリア以外	150万円
重点エリア	200万円				
重点エリア以外	150万円				

#### 4 申請方法

提出書類	<p>■本事業の選定を希望する者は、次の書類を提出してください。</p> <p>➤交付申請書 [様式第1号]</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書 [別記様式第1-1]</li> <li>・収支予算書 [別記様式第1-2]</li> <li>・誓約書 [別記様式第1-3]</li> <li>・事業の概要が分かる資料 (位置図、工事に係る図面)</li> <li>・現況写真</li> <li>・工程表</li> <li>・経費の内訳が分かるもの (見積書等)</li> <li>・見積りに係る理由書 [別記様式第1-4]</li> <li>※市外事業者から見積書を徴取する場合には限ります。</li> <li>・市税の完納証明書</li> <li>・施設入居に係る確約書 [別記様式第2-3]</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul> <p>※様式は、佐賀市ホームページからダウンロード可能です。</p>
提出部数	各1部
提出期間	ホームページに掲載していますのでご確認ください。
提出先	<p>〒840-8501</p> <p>佐賀市栄町1番1号</p> <p>佐賀市 経済部 中心市街地振興室 再生係 (佐賀市役所本庁舎6階)</p>
提出方法	持参または郵送により、紙ベースにて提出
その他	<p>■提出期間内であっても、申請額が予算額に達した場合は受付を締め切ります。</p> <p>■提出期間を過ぎた後の提出書類の受付はしません。</p> <p>■提出期間を過ぎた後の提出書類の差替えはできません。</p> <p>■提出書類は返却できないものとします。</p>

## 5 選考方法

選考方法	<p>■次の項目について、書類審査をもって補助事業者を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請者の資格を有しているか</li><li>・提出書類は正しく具備されているか</li><li>・失格事項（下記参照）に該当していないか</li><li>・その他募集要領等に反していないか</li></ul>
失格事項	<p>■次のいずれかに該当する場合、「失格」として扱い、選考対象から除外します。</p> <p>(1) 提出書類に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請方法を遵守せずに提出されたもの</li><li>・虚偽の内容が記載されたもの</li><li>・補助対象とならない経費が算入されたもの</li></ul> <p>(2) 申請者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・条件を満たしていなかった場合</li><li>・申請者及びその関係者において、不法または不正な行為があった場合</li></ul>

## 6 補助事業者選定後の手続

### 1) 補助金交付決定の通知

選考の結果、補助事業に選定されたときは「交付決定通知書」をもって通知します。

### 2) 補助事業の実施

上記1)の交付決定後、適切に補助事業を実施してください。また、補助事業の内容に変更が生じた場合は、速やかに市に報告するとともに「変更申請書」等の提出し、事業変更手続を行ってください。

※次の場合は「軽微な変更」として取扱い、事業変更手続を行う必要はありません。

- ・補助事業の経費所要額の20パーセント以内の変更であり、かつ、補助金額が減額となる時。
- ・補助事業の内容のうち、目的及び効果に影響しない程度の事業計画の細部を変更するとき。
- ・交付申請時に提出した見積書等の徴取先とは異なる者に発注等を行う場合において、その相手方が市内に事務所等を有する者であるとき。

### 3) 実績報告書の提出

提出書類	<p>➤実績報告書 [様式第5号]</p> <p><b>【添付書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書 [別記様式第2-1]</li> <li>・収支決算書 [別記様式第2-2]</li> <li>・事業の概要が分かる資料 (工事に係る図面等)</li> <li>・出来高設計書</li> <li>・工事請負契約書の写し</li> <li>・工事完了届の写し</li> <li>・工程写真</li> <li>・支払の根拠となる資料 (領収書の写し等)</li> <li>・施設入居に係る確約書 [別記様式第2-3]</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul> <p>※様式は、佐賀市ホームページからダウンロード可能です。</p>
提出部数	各1部
提出期限	<p>■次のいずれか早い日までに提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業の完了日から30日以内</li> <li>・令和7年3月31日 (月)</li> </ul>
提出先	<p>〒840-8501</p> <p>佐賀市栄町1番1号</p> <p>佐賀市 経済部 中心市街地振興室 再生係 (佐賀市役所本庁舎6階)</p>
提出方法	持参または郵送により、紙ベースにて提出

#### 4) 完了検査

上記3)の実績報告書等に基づき、現地にて事業の完了検査を行います。

#### 5) 補助金交付確定の通知

上記4)の検査完了後、適性であれば補助金の額を確定し、「確定通知書」を交付します。

#### 6) 補助金の請求及び支払い

上記5)の確定通知後、「交付請求書」を提出してください。その後、当該請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

なお、補助金を概算払いで受け取る場合には、「交付決定通知書」を受け取った後に、「交付請求書」を提出してください。

## 7 申請受付・問い合わせ先

佐賀市 経済部 中心市街地振興室 再生係 [担当：山本・林田]

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（佐賀市役所本庁舎6階）

Tel 0952-40-7104

FAX 0952-40-7399

E-mail [shigaichi@city.saga.lg.jp](mailto:shigaichi@city.saga.lg.jp)

## 8 補助金申請の手続（フロー図）

